

高齢者虐待防止のための指針

フルートフルライフ株式会社
ふるら訪問看護ステーション

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方

本事業所では、利用者的人権を尊重し、高齢者虐待と定義される不適切なケアを一切行わないこととする。利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての従業者は本指針に従い、業務にあたることとする。また、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じる。

2. 虐待の定義

- (1) 身体的虐待
暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。または正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、または利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待
高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為。
- (4) 性的虐待
利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待
利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

本事業所では、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当

者を定める。

- (1) 本委員会の委員長は当ステーションの主任とする。本委員会は、委員長と担当者で構成する。委員会のメンバーは、委員長が数名選出するとする。
- (2) 委員会は、委員長の招集により年2回以上必要に応じて開催する。また、必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- (3) 委員会の検討事項は次のとおりとする。
 - ① 虐待防止検討委員会の組織に関すること。
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
 - ④ 虐待又は虐待が疑われる事案について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4 . 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

従業者に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する。内容とし以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) その他必要な教育・研修の実施。
- (4) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録（電磁的記録等により）し、保存する。

5 . 虐待またはその疑い（以下、「虐待等」という）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業者であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命

の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者、利用者家族、従業者等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる、または発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる、または発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業者は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び高齢者虐待防止担当者は従業者に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者やその家族から、成年後見制度の利用について相談があった場合、または家族の支援が著しく乏しい利用者の場合等は、利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、ケアマネージャーや相談支援専門員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政機関や市町村の関係窓口等を案内する支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた者は、受け付けた内容を管理者に報告する。当該担当者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- (2) 苦情相談窓口に受け付けた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- (3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告する。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

当該指針は、従業者、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をい

つでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日 より施行する